

『朱子語類』 卷第九十

礼七

祭

【1】

如今士大夫家都要理會古禮。今天下有二件極大底事、恁地循襲。其一是天地同祭於南郊⁽¹⁾。其一是太祖不特立廟、而與諸祖同一廟、自東漢以來如此⁽²⁾〔又錄云「千五六百年無人整理⁽³⁾」〕。「子謂爲芻靈者^(校1)善、謂爲侑者不仁⁽⁴⁾」。雖是前代已用物事、到不是處、也須改用教是、始得」。 賀孫 〔以下、天地之祭〕

〔校注〕

※本条に関し、楠本本卷九十・第3条に「天地合祭於南郊、及太祖不別立廟室、千五六百年無人整理。 賀孫」とある。本条本文内の注で「又録」として引用するのがこれであろう。

(校1) 「者」、朝鮮整版・正中書局本は「也」に作る。『礼記』檀弓篇下の原文は、阮元校勘記によれば諸本すべて「者」。

〔訳〕

今、士大夫の家ではみな古礼にきちんと取り組む必要がある。今、天下には重大な問題が二つ、こんなふうに踏襲されている。一つは天と地を南郊で合祭していること、もう一つは太祖に独立した廟を立てず、一つの廟内に他の祖先とともに祭っていることで、後漢以来そうってしまった〔別の記録では、「千五、六百年の間、誰も対応してこなかった」〕。「子、芻^{すう}靈^{れい}を爲るや善しと謂い、侑^{よう}を爲る者は不仁なりと謂う」というとおりで、前代で実施していたことでも、間違っているとなったらこれを改め、教えてやらなければならぬ。 (葉賀孫) 〔以下、天地の祭りについて〕

〔注〕

(1) 天地同祭於南郊 冬至に南郊で天を祭る時に地もあわせ祭ること。もともこの天地合祭の儀礼を整備したのは新の王莽である。王莽は冬至ではなく正月に合祭す

るとしたが、のちには冬至における天地合祭が定式化する。宋代においても、『文献通考』卷七十六・郊社九に「宋制……南郊親祀昊天上帝、則併設皇地祇之位」というように、天地合祭が通例であった。ただし、本巻第3条および第4条に見るように、神宗の元豊年間に一時、合祭が廃され、その後、新旧両法党の党争とからみあいながら分祭と合祭が交互に繰り返された。大まかにいえば旧法党は合祭を主張し、新法党は分祭を主張した。南宋においては一貫して合祭が実施されている。朱熹は思想的には旧法党の系譜に属するが、あとに見るように、分祭が正しいとしている。『宋史』礼志三・北郊のほか、山内弘一「北宋時代の郊祀」（『史学雑誌』第九二編第一号、一九八三年）も参照のこと。

- (2) 太祖不特立廟…… 宗廟が同堂異室制をとっていることをいう。各世代の祖先ごとに独立の廟を立てるのではなく、一つの廟堂内を複数の廟室に仕切ったうえで、各祖先を一廟室に祀る。同堂異室制は後漢の明帝期以降、歴代王朝の宗廟形式となり、宋朝もそれを踏襲するが、朱熹はここで、太祖の廟のみは独立した廟堂を設けるべきだという。万斯同『廟制図考』（四明叢書所収）、金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、一九九一年）一〇九頁を参照。
- (3) 整理 対応する、処理する。王瑛『詩詞曲語辭例積』（増訂本、北京・中華書局、一九八六年）三一六頁。
- (4) 子謂爲芻靈者善、謂爲俑者不仁 『礼記』檀弓篇下に「塗車芻靈、自古有之。明器之道也。孔子謂爲芻靈者善、謂爲俑者不仁、殆於用人乎哉」とあるのをふまえる。芻靈はワラ作りの人形、俑は精巧な人形。孔子は古くから副葬されていた俑を、まるで生きた人間を埋葬するようにで不仁だと非難し、ワラ人形に代えるべきだとした。

【2】

古時天地定是不合祭⁽¹⁾、日月山川百神亦無合共一時祭享之禮⁽²⁾。當時禮數也簡、儀從也省、必是天子躬親行事。豈有祭天便將下許多百神一齊排作一堆都祭。只看郊臺階級、兩邊是踏過處、中間自上排下都是神位、更不通看⁽³⁾。 賀孫

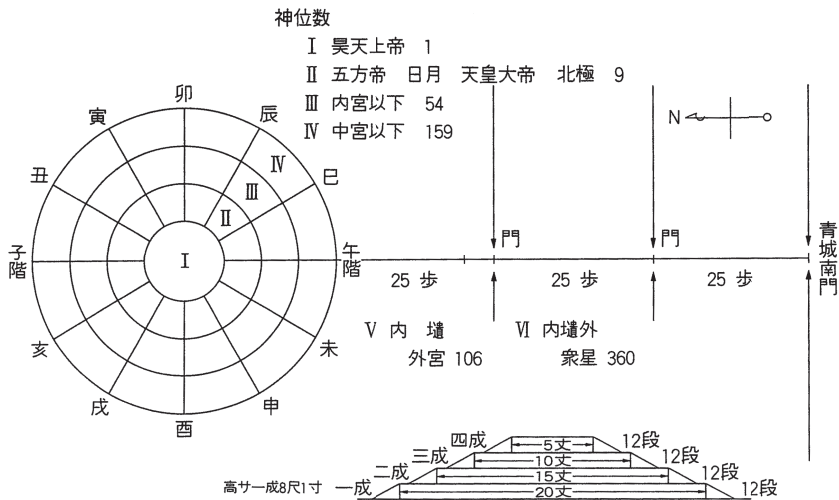
〔訳〕

昔は天地は合祭していなかったはずだ。日月・山川・百神を一緒にあわせ祭る礼もなかった。当時は儀礼の細目も簡略だし、儀式につき従う者もわずかで、必ず天子みずからが執り行っていた。天の祭りの時に、やおよろずの神をずらりと並べて、いっしょくたに祭るなんて、とんでもないことだ。南郊壇の階段を見ただけでも、両側は人が歩

いて行き来するが、真ん中には上から下までずらりと神位が並んでいて、全部を見ることなんててんでできやしない。(葉賀孫)

[注]

- (1) 古時天地定是不合祭 冬至に南郊で天を祭り、夏至に北郊で地を祭るとというのが天地分祭。その根拠は『周礼』にある。『周礼』春官大司楽に「冬日至、於地上之圜丘奏之。若樂六變、則天神皆降。……夏日至、於澤中之方丘奏之。若樂八變、則地示皆出」といい、春官文末に「以冬日至、致天神人鬼、以夏日至、致地示物彪」という。『史記』封禪書にも「周官曰、冬日至、祀天於南郊、迎長日之至。夏日至、祭地祇」とある。ただし、こうした儒教經典にもとづく天地分祭が実際に行なわれるようになったのは前漢末の成帝時代以降である。金子修一『古代中国と皇帝祭祀』(汲古書院、二〇〇一年)一七頁、八六～九七頁参照。
- (2) 日月山川百神亦無合共一時祭享之禮 宋代当時、南郊ではやおよろずの神々も同時に祭っていた。北宋の郊壇については梅原郁氏による復元図があるので、それを掲げておく。梅原郁「皇帝・祭祀・国都」(中村賢二郎編『歴史のなかの都市』所収、ミネルヴァ書房、一九八六年)参照。南宋の郊壇は紹興十三年(一一四三)、臨安府の東南に築かれた。敷地は東西二百二十歩、南北百八十歩、円丘は北宋と同じく四成(段)で、第一成は縦横七丈、第二成は縦横十二丈、第三成は縦横十七丈、第四成は縦横二十二丈。壇には十二の階段がついており、各階段は成ごとに十八段あり、計七十二段。この外側には円丘を取り囲む壝が内・中・外の三重に設けられた。そして、昊天上帝(天)と皇地祇(地)を合祭するとともに、七百七十一の神々もあわせ祭った。『宋史』礼志二・南郊、および『宋会要輯稿』礼二之四～五を参照。



北宋の郊壇

(3) 只看郊臺階級…… この一文、わかりにくい。「更不通看」について『考文解義』は「不通、猶不足謂諸神位合在一處、不足觀」という。神位を一つ一つ見て確認することができない、の意であろう。なお『宋史』礼志二・南郊に朱熹のこの議論を引用するが、そこでは「且郊壇陸級兩邊上下、皆是神位、中間恐不可行」（しかも郊壇の階段の両側は上から下まで神位がずらりと並んでいるから、真ん中はおそらく通れまい）と改めている。

【3】

問先朝南北郊之辨⁽¹⁾。曰「如禮說『郊特牲、而社稷太牢⁽²⁾』、書謂『用牲於郊、牛二』及『社于新邑⁽³⁾』、此其明驗也。故本朝後來亦嘗分南北郊⁽⁴⁾。至徽宗時、又不知何故却合爲一⁽⁵⁾。又曰「但周禮亦只是說祀昊天上帝、不說祀后土⁽⁶⁾、故先儒說祭社便是⁽⁷⁾」。

又問「周禮大司樂、冬至奏樂於圜丘以禮天、夏至奏樂於方丘以禮地⁽⁸⁾」。曰「周禮中止有此說。更有『禮大神、享大鬼、祭大祇⁽⁹⁾』之說、餘皆無明文」。 廣

〔校注〕

※本条の記録者は輔広であるが、楠本本はこれ以外に次の万人傑録を載せる。同じ問答を輔広と万人傑がそれぞれ別個に記録したものであろう。

問南北郊。曰「周禮只說祀昊天上帝、不說祀后土、先儒說祭社便是。如『郊特牲、社稷太牢』、又如『用牲于郊、牛二』、及『社于新邑』、此乃明驗」。又問「周禮大司樂、冬至奏樂於圜丘以禮天神、夏至奏樂於方丘以禮地示、如何」。曰「只此處如此說。又如『祀大神、享大鬼、祭大示』」。 人傑

〔訳〕

北宋朝の南郊・北郊の違いについて質問した。答え、「『礼記』に『郊には特牲して、社稷には太牢す』といい、『書経』に『牲を郊に用う、牛二』、また『新邑に社す』とあるのが明らかな証拠だ。だから本朝では後になって一時、南郊と北郊の祭りを分けた。ところが徽宗の時になって、どういうわけかまた一つに合わせてしまった」。またいう、「ただ、『周礼』も昊天上帝を祀するというだけで、后土を祀るとはっていない。それで先儒は社の祭りがそれに相当するとしている」。

さらなる質問、「『周礼』大司樂に『冬至には樂を圜丘に奏して以て天を礼し、夏至には樂を方丘に奏して以て地を礼す』とありますが、いかがでしょう」。答え、「『周礼』でそんなふうになっているのはここだけだ。ほかに『大神を祀り、大鬼を享し、大示を

祭る』という語もあるが、これ以外に明文はない」。 (輔広)

〔注〕

- (1) 先朝南北郊之辨 北宋の元豊・元祐年間に行なわれた論争で、天と地を南郊で合祭するか、それとも南郊と北郊に分けて祭るかが焦点となった。第1条注(1)参照。本条は後者の分祭に関する典拠について論じる。
- (2) 郊特牲、社稷太牢 『礼記』郊特牲の語。郊祭では特牲すなわち牛一頭だけをそなえ、社稷の祭りでは太牢すなわち牛・羊・豕をそなえる。
- (3) 用牲於郊、牛二…… 『尚書』召誥の語。原文は「越三日丁巳、用牲於郊、牛二。越翼日戊午、乃社于新邑、牛一・羊一・豕一」。これによれば、周公はまず郊の祭りを行ない、翌日、社の祭りを行なった。朱熹はこれら『礼記』および『書経』の記述により、かつて郊(天)の祭りと社(地)の祭りは別々に行なわれていたと見る。
- (4) 本朝後來亦嘗分南北郊 南郊における天地合祭は神宗の元豊六年(一〇八三)に廃止されて分祭となり、南郊は皇帝による親祭、北郊は代役を立てて祭る有司摂事という方針が定められた。ただし、続く哲宗の元祐年間には合祭が復活している。『宋史』礼志三・北郊を参照。
- (5) 至徽宗時、又不知何故却合爲一 『宋史』卷十九・徽宗一・建中靖国元年(一一〇一)十一月条に「祀天地于園丘、赦天下」とある。これによれば、この時天地合祭が実施されたように見えるが、『宋史』礼志三・北郊は「曾布力主北郊之説、帝亦然之、遂罷合祭」とする。『皇朝編年綱目備要』卷二十六・建中靖国元年十一月条も「庚辰、郊、罷合祭」とし、徽宗は当初合祭を行なう詔を発したが、曾布ら臣下の反対によりそれを中止した経緯を伝えている。『宋会要輯稿』礼二八之一三にも建中靖国元年のこととして「八月五日、詔將來南郊權行合祭之禮。二十六日詔罷合祭」と見える。これ以外、徽宗時代に行なわれた南郊はすべて分祭であるから、そうすると、ここは朱熹の思い違いか。
- (6) 周禮亦只是說祀昊天上帝、不說祀后土 確かに『周礼』には春官大宗伯に「以禮祀昊天上帝」とあるが、后土の祀りについては記述がない。
- (7) 先儒説祭社便是 胡宏の説。その『皇王大紀論』の「祭祀郊社」に「社祭土、所以神地道也(社は土を祭る。地道を神にする所以なり)」とある。『胡宏集』(北京・中華書局、一九八七年)二六七頁。また本巻第5条参照。
- (8) 冬至奏樂於園丘以禮天 『周礼』春官大司楽の語。本巻第2条注(1)参照。
- (9) 禮大神、享大鬼、祭大祇 『周礼』大宗伯の語。大神は天神、大鬼は人鬼、大

示は地示 (地祇)。

【4】

天地、本朝只是郊時合祭。神宗嘗南郊祭天矣、未及次年祭地而上仙⁽¹⁾。元祐間、嘗議分祭⁽²⁾。東坡議只合祭、引詩「郊祀天地」爲證⁽³⁾、劉元城逐件駁之⁽⁴⁾。秋冬祈穀之類、亦是二祭而合言之⁽⁵⁾。東坡只是謂祖宗幾年合祭、一旦分之、恐致禍⁽⁶⁾、其說甚無道理。元城謂子由在政府、見其論無道理、遂且罷議⁽⁷⁾。後張耒輩以衆說易當時文字⁽⁸⁾。徽宗時分祭、祀后土・皇地示⁽⁹⁾、漢時謂之「媪神」⁽¹⁰⁾。漢武明皇以南郊祭天爲未足、遂祭於泰山、以北郊祭地爲未足、遂祭於汾陰、立一后土廟⁽¹¹⁾。眞宗亦皆即泰山汾陰而祭焉⁽¹²⁾。先生曰「分祭是」。 揚

〔校注〕

※本条は楠本本卷九十にはなし。

〔訳〕

天地は、本朝ではただ南郊の郊祀の時に合祭していた。神宗は南郊で天を祭った時、翌年の地の祭りを行なわないまま亡くなられた。元祐年間に、天地の分祭について議論されたことがある。蘇東坡（蘇軾）の論は合祭説の根拠に詩序の「天地を郊祀す」を引くだけで、劉元城（劉安世）はその意見に逐一反駁している。秋冬および祈穀の祭りも実際は別々の祭りなのに一緒にしているというのだ。東坡はただ、宋の王室は何年も合祭してきた、いったんこれを分けたらきっと災いが降るといっているが、実にメチャクチャな理屈だ。劉元城によれば、宰相府にいた蘇子由（蘇轍）は東坡の論に道理がないのを見て、諸臣の議論をひとまずやめさせたという。その後、張耒たちはいろんな意見によって当時の文章を改めてしまった。

徽宗の時には天地を分祭したうえで后土と皇地示をあわせ祀ったが、漢代では地神を「媪神」と呼んでいた。漢の武帝や唐の玄宗は南郊での祭天では足りないを見て泰山で天を祭り、北郊での祭地では足りないを見て汾陰で地を祭り、后土廟を立てた。眞宗もまた泰山と汾陰で祭りを行なっている。先生がいう、「分祭が正しい」。 (包揚)

〔注〕

(1) 神宗嘗南郊祭天矣、未及次年祭地而上仙 神宗は元豊六年（一〇八三）十一月、冬至の郊祀において天地合祭をやめ、天(昊天上帝)のみを祭った。『続資治通鑑長編』

卷三百四十一・元豊六年十一月丙午条に「冬至、祭昊天上帝於圓丘、以太祖配、始罷合祭天地也」とある。ただし、翌元豊七年、夏至における地の祭りは行なわれなかったようで、『続資治通鑑長編』にもその記載はない。神宗はまもなく元豊八年三月に死去。

- (2) 元祐間、嘗議分祭　この時の議論は『容齋隨筆』四筆卷十五「北郊議論」に整理されている。
- (3) 東坡議只合祭、引詩「郊祀天地」爲證　蘇軾は「上圓丘合祭六義筭子」（『蘇軾文集』卷三十五、北京・中華書局、一九八六年）において天地合祭を主張した。また『続資治通鑑長編』卷四百八十一・元祐八年二月壬申条。この劄子で蘇軾は『詩經』周頌・昊天有成命篇の詩序にある「昊天有成命、郊祀天地也」（昊天有成命は天地を郊祀するなり）の語などを根拠に天地合祭が正しいとした。
- (4) 劉元城逐件駁之　元城は司馬光の門人劉安世の号。『語類』卷八十四・論考礼綱領・第8条注(29)参照。蘇軾の合祭説に対して分祭説を主張した。その反論は現在、明・楊士奇等編『歷代名臣奏議』（四庫全書本）卷二十一「郊廟」に収められている。
- (5) 秋冬祈穀之類、亦是二祭而合言之　劉安世は『詩經』周頌の豊年篇や噫嘻篇に見られる秋冬の豊年の祭りや春夏の祈穀の祭りにつき、「如此之類、不知爲一祭耶、抑二祭耶」として合祭説を非難している。
- (6) 祖宗幾年合祭、一旦分之、恐致禍　蘇軾の「上圓丘合祭六義筭子」に「自有國以來、天地宗廟、唯饗此祭、累聖相承、唯用此禮。此乃神祇所歆、祖宗所安、不可輕動。動之則有吉凶禍福」という。
- (7) 元城謂子由在政府、見其論無道理、遂且罷議　この詳細は『皇朝編年綱目備考』卷二十三・元祐七年十一月条に見える。それによれば、劉安世の反論を読んだ或る者が蘇軾に「もしこれが奏上されたら返答できなくなる」といい、ついで蘇轍が哲宗に要請して集議をやめさせたという。同書に「其徒馳告軾曰、若劉承旨議上、決恐難答。時蘇轍爲門下侍郎、遂曰、轍今請降旨罷議。安世議狀竟不得上」と見える。また、『続資治通鑑長編』卷四百八十一・元祐八年二月壬申条の李燾注に「劉安世嘗語人曰、軾此議元不曾上」とあり、卷四百八十三卷・元祐八年四月丁巳条に「劉安世云、蘇軾議不曾上、蓋誤也。當是不從軾反覆詰難之請、因致安世誤云耳」とあるから、蘇軾が上書を中止したという話を劉安世が伝えていたことがわかる。なお、ここで蘇轍が「政府」にあったというのは、元祐八年二月、蘇轍が副宰相に相当する門下侍郎だったことによる。「政府」とは中書門下のことで、いわば宰相府。龔延明『宋代官制

辞典』（北京・中華書局、一九九七年）八七頁参照。

- (8) 後張耒輩以衆說易當時文字 詳細は不明だが、張耒は蘇門四学士の一人であり、彼らが劉安世らの蘇軾批判を承けて蘇軾の筭子の文章を改めたことをいうと思われる。
- (9) 徽宗時分祭、祀后土・皇地示 北郊での地祭にあたって、后土と皇地示を同一の神としたことをいうであろう。そのことは徽宗が政和六年（一一一六）、地祇に「承天效法厚德光大后土皇地祇」という徽號をたてまつっていることに示されている（『宋史』礼志七）。
- (10) 漢時謂之「媪神」 媪神は媪^{はは}なる地の神。父である乾（天）に対し、坤（地）が母であることからこういう。『漢書』礼楽志第二・郊祀歌の「惟泰元」に「惟泰元尊、媪神蕃釐、經緯天地、作成四時」とあり、その李奇注に「元尊、天也。媪神、地也。祭天燔燎、祭地瘞埋也」といい、顔師古注に「泰元、天也。蕃、多也。釐、福也。言天神至尊、而地神多福也」という。媪神は郊祀歌の「帝臨」にも「后土富媪」（地の神である豊かな媪^{はは}）として登場する。
- (11) 漢武明皇以南郊祭天爲未足、遂祭於泰山…… 前漢の武帝は元封元年（前一一〇）四月、泰山で封禪を行ない、元鼎四年（前一一三）十一月には初めて汾陰に后土を祭り、その地に后土祠を作った。『漢書』武帝紀、同書郊祀志上。金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、一九九一年）九〇頁の表「前漢の郊祀」も参照のこと。また唐の玄宗は開元十三年十一月、泰山で封禪を行なった。『旧唐書』礼儀志三参照。玄宗はさらに「汾陰后土之祀、自漢武帝後廢而不行」という状況にかんがみ、開元十一年二月、汾陰で后土を祭った。『旧唐書』礼儀志四参照。
- (12) 眞宗…… 眞宗はいわゆる「天書」事件にちなんで、大中祥符元年（一〇〇八）十月、泰山で封禪を行ない、大中祥符四年（一〇一一）二月、汾陰（現在の山西省）で后土を祭っている。『統資治通鑑長編』卷七十・大中祥符元年十月辛亥条、卷七十五・大中祥符四年二月辛酉条。また『宋史』礼志七の封禪および汾陰后土の項を参照。

（以上、吾妻重二）

【5】

先生因泛說祭祀、以社祭爲祀地。諸儒云、立大社、王社、諸侯國社、侯社⁽¹⁾。五峰有此說^(校1)⁽²⁾、謂此即祭地之禮〔道夫錄云「五峰言無北郊、只社便是祭地、却說得

好^(校2)〕。周禮他處不説、只宗伯「以黄琮禮地」、注謂夏至地神在崑崙⁽³⁾。典瑞「兩圭有邸以祀地」、注謂祀於北郊⁽⁴⁾。大司樂「夏日至、於澤中方丘奏之、八變則地示可得而禮矣⁽⁵⁾」。他書亦無所考。書云「乃社于新邑、牛一・羊一⁽⁶⁾」、然禮云「諸侯社稷皆少牢⁽⁷⁾」、此處或不可曉。 賀孫

〔校注〕

(校1) 「説」、楠本本はこの字なし。

(校2) 楠本本ではこの双行注部分が、本条の前に楊道夫の記録として載せられている。また楠本本では「却説得好」を「此説却好」に作る。

〔訳〕

先生は祭祀について広く論じた際に、社の祭りが地の祭りであるとしてこういわれた——儒者たちは王の大社、王社、諸侯の国社、侯社がそれだという。五峰（胡宏）にもその説があり、これらが地を祭る礼だという〔楊道夫の記録にいう、「五峰は、北郊の祭りはなかった、社こそが地の祭りなのだというのが、そのとおりだ〕。『周礼』では他のところではいっていないが、ただ大宗伯に「黄琮を以て地を礼す」とあり、鄭注に、夏至には地の神は崑崙にいるという。典瑞には「兩圭、邸有り、以て地を祀る」とあり、鄭注に、北郊に祀るといふ。大司樂には「夏の日至に沢中の方丘に之を奏し、八変すれば則ち地示得て礼すべし」とある。他の書物には、やはり考える手がかりがない。『尚書』には「乃ち新邑に社し、牛一、羊一」とあるが、『礼記』では「諸侯の社稷は皆な少牢」といっていて、社の犠牲についてははっきりしない。 (葉賀孫)

〔注〕

(1) 大社、王社、國社、侯社 大社は王が羣姓のために立てた社、王社は王みずからが立てた社。国社は諸侯が百姓のために立てた社、侯社は諸侯みずからが立てた社。『礼記』祭法に「王爲羣姓曰大社、王自爲立社曰王社。諸侯爲百姓立社、曰國社。諸侯自爲立社、曰侯社」とある。なお、本条は、地の祭りが中国古代にかつてあったのかについて論じる。

(2) 五峰有此説…… 胡宏の説は「与彪德美」(『胡宏集』、北京・中華書局、一九八七年)に「地固配天、謂當立北郊方丘、與天分庭抗禮、恐于義理不然、更思以見教」(一三七頁)とある。『周礼』そのものを否定して夏至方丘祀を不要とする意見である。小島毅『宋学の形成と展開』(創文社、一九九九年)五〇頁を参照。また本巻第3条

注（7）も参照。

- (3) 以黄琮禮地 『周礼』春官大宗伯の語。鄭玄注に「禮地以夏至、謂神在崑崙者也」とある。「琮」は外側が八角形で、中に丸い孔があいている玉。「黄琮」で大地をかたどる。
- (4) 兩圭有邸以祀地 『周礼』春官典瑞の語。鄭玄注に「兩圭者以象地數二也。聯而同邸、祀地。謂所祀於北郊神州之神」とある。「兩圭有邸」は玉の一種。
- (5) 夏日至、於澤中方丘奏之…… 『周礼』春官大司楽に「夏日至、於澤中之方丘奏之。若樂八變、則地祇皆出、可得而禮矣」とある。
- (6) 乃社于新邑、牛一・羊一 『尚書』召誥に「乃社于新邑、牛一・羊一・豕一」とある。周公が新しい都城を建ててに於て、郊の祭りを行ない、その翌日に社の祭りを行なった。また本卷第3条注（3）を参照。
- (7) 諸侯社稷皆少牢 『礼記』王制篇に「天子社稷皆大牢、諸侯社稷皆少牢」とある。大牢は牛、羊、豕をそなえ、少牢は羊、豕をそなえる。

【6】

如今郊禮合祭天地。周禮有圜丘方澤之說⁽¹⁾。後來人却只說地便是后土⁽²⁾、見於書傳、言郊社⁽³⁾多矣。某看來不要如此、也自還有方澤之祭。但周禮其他處又都不說、亦未可曉。 木之

〔訳〕

いま郊礼は天地をあわせ祭っているが、『周礼』には圜丘、方沢の説がある。それなのに後世の人々は、地とは后土のことで、経書やその注に見えているとか、郊社と呼ばれることも多いなどとばかりいっている。だがどうやらそうではなく、やはり方沢の祭りというものがあったのだ。ただし『周礼』ではほかに言及がないので、これまたよくわからない。 (錢木之)

〔注〕

- (1) 周禮有圜丘方澤之說 『周礼』春官大司楽。本卷第2条注（1）を参照。
- (2) 后土 土地の守り神。『尚書』武成篇に「告于皇天后土、所過名山大川」とあり、鄭注に「后土、社也」という。また『周礼』春官大宗伯に「王大封則先告后土」とあり、鄭注に「后土、土神也」という。
- (3) 郊社 『礼記』中庸に「郊社之禮、所以事上帝也」とある。鄭注に「社、祭地神、

不言后土者省文」とあり、これによれば、郊社の礼は上帝と后土に事えることだが、「上帝に事う」とのみいい、后土の方は省略した言い方になっているということになる。朱熹も「郊、祀天。社、祭地。不言后土者省文也」（『中庸章句』第十九章）という。

【7】

如今祀天地山川神、塑貌像^(校1)以祭、極無義理。 木之

〔校注〕

（校1）「像」、楠本本・正中書局本・朝鮮整版は「象」。

〔訳〕

いま天地山川の神を祀るのに、塑像を作って祭っているが、まったく道理に反している。
(錢木之)

【8】

堯卿問「社主、平時藏在何處」。曰「向來沙隨⁽¹⁾說、以所宜木刻而爲主。某嘗辨之、後來覺得却是。但以所宜木爲主、如今世俗神樹模樣、非是將木來截作主也。以木名社⁽²⁾、如櫟社、枌榆社⁽³⁾之類」。

又問社稷神。曰「說得不同。或云、稷是山林原隰之神、或云、是穀神。看來穀神較是、社は土神」。

又問「社何以有神」。曰「能生物、便是神也」。又曰「周禮、亡國之社^(校1)、却用刑人爲尸⁽⁴⁾。一部周禮却是看得天理^(校2)爛熟也」。 夔孫〔以下、社〕

〔校注〕

※本条は楠本本卷九十にはなし。

（校1）「社」、底本および和刻本は「神」。他本によって改めた。

（校2）「天理」、朝鮮整版は「天理都」。

〔訳〕

李堯卿の質問、「社の神主^{しんしゅ}（位牌）は、ふだんはどこにしまっているのでしょうか」。

答え、「先頃、程沙隨はふさわしい木を刻んで神主を作るといつていた。その時私は

批判したのだが、あとで、やはり木が良いと考え直した。だが、今の神樹のような適切な木を神主にするのであって、木を切って神主を作るのではない。そして櫟社、枌榆社というふうに、木の種類で社に名前をつける」。

また社稷の神について質問した。

答え、「いろんな説がある。稷は山林湿原の神といわれたり、穀物の神といわれたりする。穀物の神というのが良いようだ。社は土地の神だ」。

また質問した、「社にはどうして神がいるのですか」。

答え、「物を生みだすことができるからだ。神とはそういうものだ」。またいう、「『周礼』によると、亡国の社では、刑罰をつかさどる官吏をよりしろにする。『周礼』という書物は天理というものをじっくり見通している」。　（林夔孫）〔以下、社について〕

〔注〕

- (1) 沙隨　程迥、字は可久、号は沙隨。『宋史』卷四百三十七、『学案』卷二十五。
- (2) 以木名社　『周礼』地官大司徒に「設其社稷之壇而樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野」とある。社稷の壇を築いて田の主を植える場合、その土地に適した木を用い、その木の名前を社と土地の名前にする。
- (3) 櫟社、枌榆社　櫟社はクヌギを神として祭った社。その神木を櫟社樹という。『莊子』人間世篇に「匠石之齊、至於曲轅、見櫟社樹。其大蔽牛、絜之百圍」とある。また、枌榆はニレで、枌榆社は漢高祖の郷里、豊の社の名。『漢書』郊祀志に「高祖禱豊枌榆社」とあり、顔師古注に「以此樹為社神、因立名也」という。
- (4) 周禮、亡國之社、却用刑人為尸　『周礼』秋官士師に「若祭勝國之社稷則為之尸」とあり、鄭注に「以刑官為尸」とある。本文の「刑人」は鄭注の「刑官」つまり刑罰や警察をつかさどる役人のこと。亡国の社には天の気と地の気とが結びつかないように屋根がかけられたり、地面に柴が敷かれたりする。亡国の社が機能しないよう「刑官」が監督するということか。『周礼』はそこまで見通しているというわけで、それが「『周礼』という書物は天理というものをじっくり見通している」ということであろう。

【9】

程沙隨云「古者社以木為主、今以石為主⁽¹⁾、非古也」。　方子

〔訳〕

程沙随がいう、「昔、社では木で神主を作った。今、石で神主を作っているのは古礼ではない。」(李方子)

〔注〕

(1) 今以石為主 『宋史』礼志五・社稷に「社以石爲主、形如鐘、長五尺、方二尺」云々とある。

【10】

五祀⁽¹⁾ 行是道路之神。伊川云⁽²⁾ 是宁^(校1) 廊⁽³⁾、未必然。門是門神、戸是^(校2) 戸神、與中霤、竈、凡五。古^(校3) 聖人爲之祭祀、亦必有其神。如孔子説「祭如在、祭神如神在⁽⁴⁾」。是有這祭、便有這神。不是聖人若有若亡、見得一半、便自恁地。但不如後世門神、便畫一箇神象如此。 賀孫〔以下、五祀〕

〔校注〕

(校1) 「宁」、底本・朝鮮整版・和刻本は「宇」、正中書局本は「字」。楠本本、『程氏遺書』卷十五によって「宁」に改めた。

(校2) 「戸是」、楠本本はこの二字なし。

(校3) 「古」、楠本本は「古時」。

〔訳〕

五祀のうちの行とは道路の神である。伊川は宁や廊下のことだというのが、そうとも限らない。門には門神、戸には戸神がいて、中霤（部屋の中央）、竈とあわせて全部で五つある。古えの聖人が祭祀を行なうにあたっては、必ず神がいた。孔子が「祭ること^{いま}在すが如くし、神を祭るに神在すが如くす」といったように、祭りがあれば祭りの対象となる神がいるのだ。聖人は、神がいるような、いないような、あいまいな理解で祭ったわけではない。ただし、後世の門神のように神の図像をかくかくしにかじかと描いたものとは違う。(葉賀孫)〔以下、五祀〕

〔注〕

(1) 五祀 何を五祀とするかは諸説あるが、大きく分けると『周礼』春官大宗伯に代表される地祇（土地の神）と『礼記』月令に代表される各季に祭る家族を守る神が

ある。本条でいう五祀は後者の家族を守る五祀のこと。『礼記』曲礼篇下に「天子…
…祭五祀」とあり、鄭注に「五祀、戸、竈、中霤、門、行也」という。

(2) 伊川云…… 『程氏遺書』卷十五の程頤語に「五祀恐非先王之典、皆後世巫祝
之言。報則遺其重者、非人所重。行宁廊也、其功幾何」（『二程集』I・一六三）とあ
る。

(3) 宁廊 「宁」は門と目隠しの扉との間の空間。『爾雅』積宮に「門屏之間、謂之
宁」とあり、郭璞の注に「人君視朝所宁立處」という。

(4) 祭如在、祭神如神在 『論語』八佾篇。

【11】

叔器^(校1)問五祀祭行之義。

曰^(校2)「行、堂塗也。古人無廊屋、只於^(校3)堂階^(校4)下取兩條路。五祀雖分四時祭、
然出⁽¹⁾則獨祭行。及^(校5)出門、又有一祭。作兩小山於^(校6)門前、烹狗置之山上、祭畢、
却就山邊喫、却推車從兩山間過、蓋取跋履山川之義」。

舜^(校7)功問「祭五祀、想也只是當如此致敬⁽²⁾、未必有此神」。曰「神也者、妙萬物而^(校8)
言者也⁽³⁾。盈天地之間皆神。若說五祀無神處^(校9)、是^(校10)甚麼道理」。

叔器問「天子祭天地、諸侯祭山川、大夫^(校11)祭五祀、士庶人祭其先⁽⁴⁾、此是分當如
此否」。曰「也是氣與他相關。如天子則是天地之主、便祭得那天地。若似其他人、與他
人^(校12)不相關後、祭箇甚麼。如諸侯祭山川、也只祭得境內底。如楚昭王病後卜云⁽⁵⁾『河
爲崇』。諸^(校13)大夫欲祭^(校14)河、昭王自言楚之分地不及於河、河非所以爲崇。孔子所
以美之云、昭王之不失國也宜哉。這便見得境外山川與我不相關、自不當祭」。

又問「如殺孝婦、天爲之旱⁽⁶⁾、如何」。曰「這自是他一人足以感動天地。若祭祀
則^(校15)分與他不相關^(校16)、如何祭得」。

又問「人而今去燒香拜天之類、恐也不是」。曰「天只在我、更禱箇甚麼。一身之中、
凡所思慮運動、無非是天。一身在天裏行、如魚在水裏、滿^(校17)肚裏都是水⁽⁷⁾。某說人
家還醮無意思〔一作「最可笑」〕^(校18)、豈有斟一盃^(校19)酒、盛兩箇餅、要^(校20)享上帝。
且說有此理無此理。某在南康⁽⁸⁾祈雨、每日去天慶觀⁽⁹⁾燒香。某說、且謾去〔一作「且
慢」〕^(校21)。今若有箇人不經州縣、便去天子那裏下狀時、你嫌他不嫌他。你須捉來打、
不合越訴。而今祈雨、却如何不祭境內山川、如何便^(校22)去告上帝」。 義剛

〔校注〕

(校1) 「叔器」、楠本本は「胡叔器」。

- (校2) 「曰」、楠本本は「先生曰」。
- (校3) 「於」、和刻本は「于」。
- (校4) 「階」、楠本本は「陞」。
- (校5) 「及」、楠本本は「又」。
- (校6) 「於」、楠本本は「于」。
- (校7) 「舜」、楠本本は「符舜」。和刻本は「受」に作る。
- (校8) 「而」、楠本本は「爲」。
- (校9) 「處」、朝鮮整版・楠本本・正中書局本は「則是有有神處、有無神處」に作る。
- (校10) 「是」、楠本本は「却是」。
- (校11) 「大」、和刻本は「太」に作る。「大夫」の場合は以下同じ。
- (校12) 「人」、正中書局本・朝鮮整版・和刻本・楠本本なし。
- (校13) 「諸」、楠本本は前に「時」の字あり。
- (校14) 「祭」、楠本本は前に「去」の字あり。
- (校15) 「祭祀則」、楠本本は「是」。
- (校16) 「關」、朝鮮整版・正中書局本・楠本本は「干」に作る。
- (校17) 「滿」、楠本本は「蒲」。
- (校18) 「一作最可笑」、楠本本なし。
- (校19) 「盃」、朝鮮整版・正中書局本・楠本本は「盞」に作る。
- (校20) 「要」、楠本本は「却便」に作る。朝鮮整版・正中書局本は前に「便」の字あり。
- (校21) 「一作且慢」、楠本本なし。
- (校22) 「便」、楠本本は「却」。

〔訳〕

叔器（胡安之）が五祀のうちの行を祭ることについて質問した。

答え、「行とは堂に続く道だ。古代の人の住まいには屋根付きの廊下がなく、堂の階段の下に二本の道をつけただけだった。五祀は四季に分けて祭るけれども、国から外に出る時は行だけ祭る。門を出る時にも祭りがある。門の前に小さな山を二つ作り、山の上に煮た犬肉をおく。祭りが終わると山のそばで食べ、車を押して二つの山の間を通る。これは山や川を乗り越えていくことを象徴するのだろう」。

舜功（符叙）が質問した、「五祀を祭るには、『礼記』にあるように、ただ敬意をもって祭ればいいのであって、神はいなくてもいいのではないのでしょうか」。

答え、「神とは万物に対する霊妙なはたらきをいう。天地の間に満ちるはたらきはす

べて神である。五祀に神が宿らないなんて、そんなことあるものか」。

叔器が質問した、「天子は天地を祭り、諸侯は山川を祭り、大夫は五祀を祭り、士庶人は先祖を祭るといいますが、そのように分けるべきなのでしょうか」。

答え、「これも気が関係している。天子は天地の主だからあの天地を祭ることができ。ほかの者だと、天地は天子以外の人間と関連しないから、祭りようがない。諸侯は山川を祭るが、これもその領内のものだけを祭る。たとえば楚の昭王が病気にかかり、占うと『黄河のたたり』と出た。大夫たちは黄河を祭ろうとしたが、昭王は、黄河は楚の領内にはないので、黄河がたたることはない、といった。そのため孔子は昭王を称えて、昭王が国を失わなかったのはもっともだ、といったのだ。以上からわかるように、領外の山川は自身と関係がないのだから、当然、祭るべきではないことになる」。

また質問した、「親孝行の婦人が殺され、そのために天が旱魃を起こしたのはどうい
うわけでしょうか」。

答え、「それは彼女一人の力で天地を感じさせ動かすのに十分だったのだ。だが、祭祀となれば、分として彼女とは関係がなくなる。どうして祭りができようか」。

また質問した、「人々は最近、焼香して天を拝んだりしていますが、たぶん正しくない
のでしょうか」。

答え、「天はわが身に備わっているのだから、どうしてわざわざ祈る必要があろう。わが一身において、思慮したり運動したりすることすべてが天のはたらきだ。わが身は天の中で動いている。ちょうど魚が水の中において、おなかの中が水でいっぱいなのと同じだ。連中に言ってやったよ、醜なんか無意味だ〔他の記録では「ちゃんちゃらおかしい」となっている〕、一杯さかずきの盃に酒を盛り、二個の餅を供えて上帝を祭ろうなんて、そんな話があるかってな。そんな道理がいったいあるのかね。私は南康軍で雨乞いをした時、毎日、天慶観に行き焼香していた。私は、だましに行ってくるさ〔他の記録では「ちょっと待てよ」となっている〕、と言ってやったものさ。今もし或る人が州や県をとり越えて、天子のもとにじかに訴えを届けたら、君はいやじゃないかね。きっとそいつをひっつかまえてなぐりつけ、僭越な訴えをさせないようにするはずだ。今、雨乞いをするなら、どうして領内の山川を祭らないのだ、どうしてすぐ上帝に訴えるのだ」。

(黄義剛)

〔注〕

(1) 出 国門を出ること。『儀礼』聘礼・記に「使者既受行、日朝同位、出祖、釋輶、祭酒脯、乃飲酒於其側」とあり、鄭注に「祖、始也。既受聘享之禮、行出國門、止陳

- 車騎、釋酒脯之奠於輶、爲行始。詩傳曰、輶、道祭。謂祭道路之神」とある。
- (2) 致敬 『礼記』祭義篇に「是以致其敬、發其情、竭力從事、以報其親」とある。
- (3) 神也者、妙萬物而言者也 『周易』説卦伝「神也者、妙萬物而爲言者也」による。
- (4) 天子祭天地…… 『礼記』曲礼篇下に「天子祭天地、祭四方、祭山川、祭五祀、歳偏。諸侯方祀、祭山川、祭五祀、歳偏。大夫祭五祀、歳偏。士祭其先」とある。『語類』卷三・鬼神・55条／I・四七参照（『朱子語類』訳注第一冊、三三五頁）。
- (5) 楚昭王病後卜云…… 『左伝』哀公六年。
- (6) 如殺孝婦、天爲之早 『漢書』于定国伝に見える。
- (7) 如魚在水裏…… このたとえに似たものが『語類』卷三・鬼神・21条／I・四〇に見える（『朱子語類』訳注第一冊、二九三～二九四頁）。
- (8) 某在南康…… 朱熹が南康軍の知事だった時の度重なる旱魃については『語類』卷三・鬼神・78条／I・五三にも見える（『朱子語類』訳注第一冊、三七〇～三七一頁）。なお当時、地方官は祈雨（雨乞い）をする義務があり、『文集』卷八十六に彼の祈雨文が収録されている。
- (9) 天慶觀 『南康府志』（康熙十五年補刊本）卷二・建置に「玄妙觀、在郡南、九江道右。宋祥符間建、名天慶觀。元改」とある。

【12】

問「竈可祭否」。曰「人家飲食所繫、亦可祭」。問竈戸⁽¹⁾。曰「想是以庖人爲之」。問祭竈之儀。曰「亦略如祭宗廟儀⁽²⁾」。淳^(校1)

〔校注〕

(校1) 楠本本には「淳」の下に続いて「義剛録同。但止於庖人爲之、自問以下無」とある。

〔訳〕

質問、「竈神は祭ってよいのでしょうか」。答え、「人々の飲食にかかわる場所だから、やはり祭ってよい」。

竈を祭る時のかたしろについて質問した。答え、「料理人にその役目をつとめたさせたのだらう」。

竈を祭る儀式について質問した。答え、「これも宗廟を祭る儀式とほぼ同じだ」。

(陳淳)

〔注〕

- (1) 竈尸 本巻第75条に、竈を祭る場合は誰を尸にすればよいのかという質問に対し、朱熹は、今となつてはわからないがと断つたうえで、料理人のたぐいであろうと答えている。「問『祭五祀皆有尸。祀灶、則以誰爲尸』。曰『今亦無可考者。但如墓祭、則以塚人爲尸。以此推之、則祀灶之尸、恐是膳夫之類』」(VI・二三一一)。
- (2) 亦略如祭宗廟儀 『論語』八佾篇「王孫賈問曰、與其媚於奧、寧媚於竈、何謂也」の朱熹注に「凡祭五祀、皆先設主而祭於其所、然後迎尸而祭於奧、略如祭宗廟之儀」とある。次の条も参照のこと。

【13】

問「月令、竈在廟門之外⁽¹⁾、如何」。曰「五祀皆在廟中、竈在廟門之東。凡祭五祀、皆設席於奧、而設主奠俎於其所祭之處。已乃設饌迎尸於奧⁽²⁾」。 銖

〔校注〕

※本条は楠本本巻九十にはなし。

〔訳〕

質問、「月令によると、竈は廟門の外にあります、どういうことでしょうか」。

答え、「五祀はみな廟の中で行なわれるが、竈だけは廟門の東で行なう。およそ五祀を祭るには廟室の西南の隅に^{むしろ}席をしき、祭る場所に神主(位牌)を置き、供え物を並べる。祭り終わったら廟室の西南の隅にお膳を出してかた^{むしろ}を迎える」。 (董銖)

〔注〕

- (1) 月令、竈在廟門之外 『礼記』月令・孟夏「其祀竈、祭先肺」の鄭注に「竈在廟門外之東、祀竈之禮先席於門之奧。東面、設主于竈陘、乃制肺及心肝爲俎」云々とある。
- (2) 已乃設饌迎尸於奧 本巻第12条注(2)に引用した『論語集注』には続いて「如祀竈、則設主於竈陘、祭畢、而更設饌於奧以迎尸也」とある。

【14】

因説「五祀、伊川疑不祭井⁽¹⁾。古人恐是同井⁽²⁾」。曰「然」。 可學

〔訳〕

ついでに質問した、「五祀について、伊川は井戸は祭らないと考えていたようですが、古人は井戸も含めていたのではないのでしょうか」。答え、「そうだ」。 (鄭可学)

〔注〕

- (1) 伊川疑不祭井 第10条注(2)参照。
 (2) 古人恐是同井 五祀について『白虎通』五祀篇では『礼記』月令を引用しつつ「行」(道路の神)を「井」(井戸の神)としている。

【15】

古者人有遠行者、就路間祭所謂「行神⁽¹⁾」者。用牲爲兩斷、車過其中、祭了却將喫、謂之「餞禮」。用兵時、用犯軍法當死底人斬於路、却兵過其中。 揚

〔校注〕

※本条は楠本本卷九十にはなし。

〔訳〕

昔、人は遠出するにあたって、道路で「行神」といわれるものを祭った。犠牲を二つに切って、その間を車で通る。祭が終わるその犠牲を食べる。これを「餞礼」という。戦の時には軍法に違反し死刑に処すべき者を道路で〔二つに〕斬り、兵士がその間を通る。 (包揚)

〔注〕

- (1) 行神 旅人を災難から守る神。行神としては共工氏の子である脩や黄帝の子である累祖が知られる。詳しくは工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年)第六章「先秦社会の行神信仰と禹」を参照。なお、この行神を祭るのが次の条に見える「祖道」の祭である。

【16】

祖道⁽¹⁾之祭、是作一堆土^(校1)、置犬羊於其上、祭畢而以車碾從上過、象行者無險阻之患也。如周禮「犯軼」⁽²⁾是也。此是門外事。門內又有行祭、乃祀中之一也⁽³⁾。 燾

〔校注〕

※本条は楠本本卷九十にはなし。

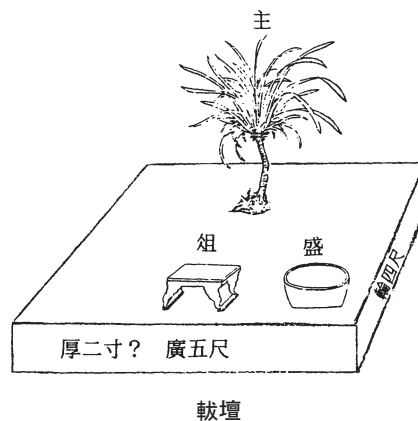
(校1) 「堆土」、正中書局本・和刻本・朝鮮本は「土堆」に作る。

〔訳〕

祖道の祭りは、土を盛り、犬と羊をその上に置き、祭を終えると車でそれらを轆く。旅立つ者に道中、危険なことが起こらないようにという意味である。『周礼』の「犯^{はつ}輶」がそれである。これは門外で行なわれるものだが、門内にはさらに行の祭があり、それは五祀の一つである。 (呂燾)

〔注〕

- (1) 祖道之祭 使者を送別する祭り。祖は行神のことで、いわゆる道祖神。本巻第11条注(1)に引用した『儀礼』聘礼・記およびその鄭注を参照のこと。
- (2) 周禮「犯輶」 『周礼』夏官大馭に「大馭掌玉路以祀。及犯輶、王自左馭、馭下祝、登、受轡、犯輶、遂驅之」とあり、鄭注によれば「行山曰輶」、すなわち山々を越える旅を「輶」と呼んだ。さらに鄭注は「犯之者封土爲山象、以菩芻棘柏爲神主、既祭之、以車轆之而去。喻無險難也」という。つまり土を盛って山のようにし、菩、芻、棘、柏を神主とし、祭が終わると車で轆く。また鄭玄が引く杜子春の説では、車で轆いたあと、犬をはりつけにするといい。この盛り土の壇は「輶壇」と呼ばれ、15条注(1)所引の工藤氏の研究によれば下のようになる。



工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』211頁より

- (3) 此是門外事 行神を祭る場としては鄭玄が「廟門外之西」とし（『礼記』月令・孟冬之月「其祀行、祭先賢」）、池田末利氏は鄭玄説を批判して「通常の位は大門外の西とみるべきであろう」（同氏『儀礼』Ⅱ、東海大学出版会、一九七四年、三九二頁）とする。工藤氏前掲書、二〇七頁参照。

【17】

祈雨之類、亦是以誠感其氣。如祈神佛之類、亦是其所居山川之氣可感。今之神佛所居、皆是山川之勝而靈者。雨亦近山者易至、以多陰也。 揚

〔校注〕

※本条は楠本本卷九十にはなし。

〔訳〕

雨乞いのたぐいも、誠実さで気を感じさせるのである。神仏に祈るという場合も神仏がいる山川の気が感應するのだ。いま神仏がいる場所というのはいずれも景勝の良い霊妙な山川である。雨も山に近い場所の方が降りやすいのは、陰気が多いためである。

（包揚）

（以上、佐藤実）